

玉掛け技能講習の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

| | |
|---------------|-------------------------|
| 登 録 番 号 | 大分 27 - 1 |
| 登 録 年 月 日 | 令和 8 年 4 月 9 日 |
| 登 録 機 関 の 名 称 | 日本建機教習所株式会社 |
| 登 録 機 関 の 住 所 | 和歌山県橋本市東家 6 丁目 5 番 22 号 |
| 代 表 者 職 氏 名 | 代表取締役 杉本 賢哉 |
| 事 務 所 の 名 称 | 日本建機教習所株式会社 |
| 事 務 所 の 所 在 地 | 和歌山県橋本市東家 6 丁目 5 番 22 号 |
| 登 録 更 新 年 月 日 | 令和 13 年 4 月 8 日 |

令和 8 年 4 月 9 日

大分労働局長